

2026年6月23日

お客様各位

平素より格別のお引立てをいただき誠にありがとうございます。

当行は民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当行を通じて、当該預金等に係る元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

詳しくは、お取引店までお問い合わせください。

1. 対象となる預金等

2016年1月1日から2016年12月31日に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限

2027年6月23日までに納付する。

熊本県熊本市中央区練兵町一番地
株式会社肥後銀行

以 上